

平成二十六年四月四日受領
答弁第九〇号

内閣衆質一八六第九〇号

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に
関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年三月十四日内閣衆質一八六第五九号）一、二、四、五、七、八、十、十一及び十三についてにおいて、「同省においてしかるべく決裁を経た上で」とお答えしたところである。

二及び三について

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づき質問に対して、その趣旨を踏まえて誠実に答弁してきており、御指摘は当たらないと考えている。

四から六までについて

普天間飛行場の移設については、沖縄において様々な意見があることは承知しているが、キャンプ・シユワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えている。